

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 9 日

水 曜 日

第 3748 号

目 次

告 示

- 救急病院に該当しなくなった病院 1
- 救急病院の認定 2
- 特定計量器の定期検査の実施
- 指定情報処理機関の名称の変更 6
- 指定認証機関の名称等の変更
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 7

公 告

- 平成26年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 10
- 都市計画事業の施行 18

告 示

富山県告示第215号

救急病院に該当しなくなった病院について

次の病院は、救急病院に該当しなくなったので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者
社会保険高岡病院	高岡市伏木古府元町8番5号	社団法人全国社会保険協会連合会

富山県告示第216号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年4月9日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	高岡市伏木古府元町8番5号	独立行政法人地域医療機能推進機構	自 平成26年4月9日 至 平成29年4月8日

富山県告示第217号

特定計量器の定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成26年4月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 対象となる特定計量器

- (1) 非自動はかり、分銅及びおもり
- (2) 皮革面積計

2 検査を行う区域

氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市

3 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
6月9日（月）	午前10：00～午後3：00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
6月10日（火）	午前10：30～正午	氷見市小境1420番地 氷見市立灘浦中学校

同上	午後 1 : 30～午後 3 : 00	氷見市阿尾1015番地 氷見市阿尾公民館
6月11日(水)	午前10:30～正午	氷見市飯久保 168番地 氷見市十三公民館
同上	午後 1 : 30～午後 3 : 00	氷見市柳田3223番地 氷見市立西條中学校
6月12日(木)	午前10:30～正午	氷見市加納 135番地 氷見市立北部中学校
同上	午後 1 : 30～午後 3 : 00	氷見市小窪1379番地 氷見市立西部中学校
6月13日(金)	午前10:30～正午	氷見市万尾 485番地 氷見市立十二町小学校
6月16日(月)	午前10:00～午後3:00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
6月17日(火)	午前10:00～午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
6月18日(水)	午前10:00～午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
6月23日(月)	午前10:00～午後3:00	射水市二口1081番地 射水市役所大門庁舎
6月24日(火)	午前10:30～正午	射水市加茂中部 893番地 射水市下村コミュニティセンター
同上	午後 1 : 30～午後 3 : 00	射水市小島 703番地 射水市大島コミュニティセンター
6月25日(水)	午前10:00～午後3:00	射水市戸破4200番地の11 射水市小杉社会福祉会館
6月26日(木)	午前10:00～午後3:00	射水市戸破4200番地の11 射水市小杉社会福祉会館
6月27日(金)	午前10:00～午後3:00	射水市戸破4200番地の11 射水市小杉社会福祉会館

7月2日(水)	午前10:30~午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所福光庁舎別館
7月3日(木)	午前10:30~午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所福光庁舎別館
7月4日(金)	午前10:30~午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所福光庁舎別館
7月8日(火)	午前10:30~正午	南砺市蛇喰1009番地 南砺市井口行政センター
7月9日(水)	午前10:30~午後3:00	南砺市城端1046番地 南砺市城端伝統芸能会館じょうはな座
7月10日(木)	午前10:30~午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野行政センター
7月11日(金)	午前10:30~午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野行政センター
7月15日(火)	午前10:30~午後3:00	南砺市井波 520番地 南砺市井波行政センター
7月16日(水)	午前10:30~正午	南砺市上平細島 879番地 南砺市上平行政センター
同上	午後1:30~午後3:00	南砺市下梨2045番地 南砺市平行政センター
7月17日(木)	午前10:30~午後3:00	南砺市利賀村 171番地 南砺市利賀行政センター
7月22日(火)	午前10:00~午後3:00	砺波市栄町 717番地 砺波まなび交流館
7月23日(水)	午前10:30~午後3:00	砺波市庄川町青島 401番地 砺波市役所庄川支所
7月24日(木)	午前10:00~正午	砺波市安川1616番地 砺波市社会福祉庄東センター
同上	午後1:30~午後3:00	砺波市矢木24番地 砺波市庄下農村振興会館

7月25日(金)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町 717番地 砺波まなび交流館
10月1日(水)	午前10:00～午後3:00	小矢部市小矢部町10番1号 小矢部市勤労青少年ホーム
10月2日(木)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市総合会館
10月3日(金)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市総合会館
10月6日(月)	午前10:00～午後3:00	小矢部市清水 369番地1 小矢部市津沢コミュニティプラザ
10月9日(木)	午前10:00～正午	射水市堀岡 278番地 射水市堀岡コミュニティセンター
同上	午後1:30～午後3:00	射水市海老江1082番地 射水市海老江コミュニティセンター
10月10日(金)	午前10:00～午後3:00	射水市中新湊23番10号 射水市立放生津小学校
10月14日(火)	午前10:00～午後3:00	射水市本町二丁目10番30号 射水市役所新湊庁舎
10月15日(水)	午前10:00～午後3:00	射水市本町二丁目10番30号 射水市役所新湊庁舎
10月16日(木)	午前10:00～正午	射水市殿村 105番地 射水市作道コミュニティセンター
6月9日(月) から12月19日 (金)まで(日 曜日及び土曜日 並びに国民の祝 日に関する法律 (昭和23年法律 第178号)に規 定する休日を除 く。)	午前9:00～午後4:00	富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所

4 特定計量器の所在の場所において実施する定期検査

対象となる特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合は、平成26年6月9日（月）から同年12月19日（金）までの間において別に定める期日に実施する。

富山県告示第218号

指定情報処理機関の名称の変更について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第2項の規定により、次のとおり指定情報処理機関の名称を変更する旨の届け出があったので、同条の14第3項の規定により公示する。

平成26年4月9日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称		変更年月日
変更前	変更後	
財団法人地方自治情報センター	地方公共団体情報システム機構	平成26年4月1日

富山県告示第219号

指定認証機関の名称等の変更について

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第2項の規定により、次のとおり指定認証機関の名称等を変更する旨の届け出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 名称の変更

変更前 財団法人自治体衛星通信機構

変更後 地方公共団体情報システム機構

2 主たる事務所の所在地の変更

変更前 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号

変更後 東京都千代田区一番町25番地

3 変更年月日

平成26年4月1日

富山県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年4月9日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ファーマみらい すみれ薬局	魚津市北鬼江2 丁目21番5号	精神通院医療		平成26年4月1日

~~~~~

公 告

~~~~~

平成26年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、次のとおり危険物の取扱作業の保安に関する講習を実施する。

平成26年4月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習区分及び講習の対象となる危険物取扱者

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
第 1	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
第 2	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所における危険物施設（第 1 に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
第 3	第 1 及び第 2 に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

2 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	講習会場
平成26年 7 月 1 日(火)	午前 9 時から 正午まで	第 3 高岡市広小路 5 番10号 高岡市消防本部
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	
平成26年 7 月 2 日(水)	午前 9 時から 正午まで	第 3 同上
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 3
平成26年 7 月 3 日(木)	午前 9 時から 正午まで	第 3 南砺市寺家321番地の 1 南砺市福野体育館
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 1
平成26年 7 月 8 日(火)	午前 9 時から 正午まで	第 3 富山市友杉1682番地 富山産業展示館
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	
平成26年 7 月 9 日(水)	午前 9 時から 正午まで	第 3 同上
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	
平成26年 7 月 11 日(金)	午前 9 時から 正午まで	第 3 射水市橋下条1522番地 射水市消防本部
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	
平成26年 7 月 16 日(水)	午前 9 時から 正午まで	第 3 黒部市植木761番地 1 新川地域消防本部
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	
平成26年 7 月 17 日(木)	午前 9 時から 正午まで	第 3 同上
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	

平成26年 7 月 18 日 (金)	午前 9 時から 正午まで	第 2	富山市草島字長井 1 番地 北陸電力株式会社富山火力 発電所
平成26年 7 月 23 日 (水)	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 2	同上
平成26年10月28日 (火)	午前 9 時から 正午まで	第 3	魚津市本江3197番地 1 富山県東部消防組合消防本 部
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 1	
平成26年10月29日 (水)	午前 9 時から 正午まで	第 3	同上
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 3	
平成26年11月 5 日 (水)	午前 9 時から 正午まで	第 3	高岡市広小路 5 番10号 高岡市消防本部
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 1	
平成26年11月 6 日 (木)	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 3	同上
平成26年11月12日 (水)	午前 9 時から 正午まで	第 3	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 1	
平成26年11月18日 (火)	午前 9 時から 正午まで	第 3	富山市今泉191番地の 1 富山市消防局
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 1	
平成26年11月19日 (水)	午前 9 時から 正午まで	第 3	同上
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 3	
平成27年 2 月 3 日 (火)	午前 9 時から 正午まで	第 3	高岡市広小路 5 番10号 高岡市消防本部
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 1	
平成27年 2 月 4 日 (水)	午前 9 時から 正午まで	第 3	同上
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 3	
平成27年 2 月 5 日 (木)	午前 9 時から 正午まで	第 3	富山市今泉191番地の 1 富山市消防局
	午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	第 1	

平成27年2月6日(金)	午前9時から 正午まで	第3	同上
	午後1時30分から 午後4時30分まで	第3	

3 受講手続

受講申請書を次の表の講習日の区分ごとの受講申請書受付期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）内に、最寄りの消防局（本部）・消防署又は公益社団法人富山県危険物安全協会連合会（富山市花園町四丁目5番20号富山県防災センター内）に提出すること。

講習日	受講申請書受付期間
平成26年7月1日(火)から同月17日(木)までの実施分	平成26年5月26日(月)から同年6月6日(金)までの間
平成26年7月18日(金)から同月23日(水)までの実施分	平成26年6月16日(月)から同月26日(木)までの間
平成26年10月28日(火)から同年11月19日(水)までの実施分	平成26年9月24日(水)から同年10月7日(火)までの間
平成27年2月3日(火)から同月6日(金)までの実施分	平成27年1月6日(火)から同月19日(月)までの間

4 その他

詳細については、公益社団法人富山県危険物安全協会連合会（電話076—491—5761）又は富山県知事政策局消防課（電話076—441—4074）に問い合わせること。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成26年4月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
交通管制センターシステム上位装置 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成27年 3 月 1 日から平成32年 2 月29日まで（60か月）
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 本装置の稼働後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合

わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年4月9日から平成26年5月14日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年4月23日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 204会議室

(4) 入札書の提出期限

平成26年5月20日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年6月4日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が

契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be obtained:

Toyama Traffic Control Center system Equipment , one set

(2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on May 20, 2014

(3) Contact point for notification:

Accounting Section, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Telephone: 076-441-2211

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成26年 4 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察TOP-WAN通信機器等 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年12月 1 日から平成32年11月30日まで（72か月）

(4) 借入場所
入札説明書による。

(5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 本装置の稼働後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年4月9日から平成26年5月14日までの間（日曜日、土曜日、国民の

祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年 4 月 23 日 午前11時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 204会議室

(4) 入札書の提出期限

平成26年 5 月 20 日 午後 5 時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年 6 月 4 日 午前11時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金

額とする。

- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:

Telecommunication equipments of Toyama Prefectural Police WAN , one set

- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on May 20, 2014
- (3) Contact point for notification:
Accounting Section, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Telephone: 076-441-2211

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画及び八尾都市計画下水道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成26年 4 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

平成 4 年建設省告示第1204号富山高岡広域都市計画及び八尾都市計画下水道事業神通川左岸流域下水道

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町 1 番11号 富山県富山土木センター

高岡市赤祖父 211番地 富山県高岡土木センター

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 平成 4 年 6 月 12 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

